

地域経済活性化・生活者支援商品券を各世帯に配布します

町では、現在の物価高騰による負担軽減と地域経済の活性化を図るため、町内各世帯を対象に、地域経済活性化・生活者支援商品券の配布を行います。

配布対象者

町内在住の各世帯主(令和4年6月20日現在)

※発送日時点で再度確認を行い、町内在住の世帯主に配布します。

※発送日までに、死亡や転出等の理由で世帯が無くなってしまった場合は配布しません。

配布時期

9月中

商品券金額

10,000円分

利用期間

10月1日(土)～12月31日(土)



町内事業者の方へ

地域経済活性化・生活者支援商品券の取扱店を募集しています。登録に係る手数料は無料です。

なお、登録方法や参加資格等の詳細は、町公式ホームページをご覧ください。どうか、企画空港課企画政策班へお問い合わせください。

8月31日(水)までに登録をした場合は、対象者に配布予定の案内に掲載されます。それ以降に登録した店舗は、町公式ホームページのみの掲載となりますのでご了承ください。

企画空港課企画政策班

☎(84)1279

令和4年度住民税非課税世帯等を対象に臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う必要が

あることから、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を支給します。

支給対象者

①住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で横芝光町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯

令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は除きます。

※令和3年度住民税非課税世帯給付金または家計急変世帯給付金を受給した世帯は、令和4年度住民税非課税世帯等給付金を重複して受給できません。

支給額

1世帯につき10万円

(※①②を重複して受給することはできません。)

受給手続き

①住民税非課税世帯

対象と思われる世帯には、町から準備が整った次第確認書を発送します。(7月中旬の予定)確認書が届いたら、内容を確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

②家計急変世帯

申請書に必要事項を記入し、収入額が確認できる書類等を添付のうえ、申請日時点で住民登録のある市区町村窓口へご提出ください。書類の提出やご相談の際は、事前に福祉課社会福祉班へご予約ください。

申請期限

9月30日(金)

※申請書は、町公式ホームページからダウンロードするか福祉課社会福祉班へお問い合わせください。

福祉課社会福祉班

☎(84)1257

給付金をかたる詐欺にご注意ください

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

この給付金について、国や県、町の職員からATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対ありません。

ご自宅や職場などに、そのような不審な電話や郵便などがあつた場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

